

舞鶴市墓園条例施行規則

昭和 54 年 12 月 27 日
規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、舞鶴市墓園条例(昭和 54 年条例第 30 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(使用資格)

第 3 条 条例第 4 条ただし書に規定する特別の理由があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 本市に本籍を有するとき。
- (2) その他市長においてやむを得ない事由があると認めるとき。

(使用許可申請)

第 4 条 条例第 5 条の規定による使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書(様式第 1 号)により、市長に申請しなければならない。

(許可証の交付)

第 5 条 市長は、条例第 5 条の規定により墓地の使用を許可したときは墓地使用許可証(様式第 2 号)を交付するものとする。

(墳墓の規格及び設置基準)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項に規定する墳墓の規格及び設置基準は、別表のとおりとする。

(墳墓の設置の手続)

第 7 条 使用者は、墳墓の設置(以下この条において「設置」という。)をしようとするときは、墳墓設置着手届(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、設置に当たっては係員の指示に従わなければならない。
- 3 設置が完了したときは、その旨を係員に申し出て確認を受けなければならない。

(納骨の手続)

第 8 条 使用者は、納骨しようとするときは納骨届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(使用の承継承認の手続)

第 9 条 条例第 7 条の規定による使用の承継の承認を受けようとする者は、墓地使用承継申請書(様式第 5 号)により市長に申請しなければならない。

(返還手続)

第 10 条 条例第 8 条の規定により墓地を返還しようとする者は、墓地返還届(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(使用料還付)

第 11 条 条例第 11 条第 2 項の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、還付金額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1 年以内に返還した場合 7 割相当額
- (2) 2 年以内に返還した場合 5 割相当額
- (3) 3 年以内に返還した場合 3 割相当額

附 則

この規則は、昭和 55 年 2 月 1 日から施行する。